



臨時職協 にゅ〜す

2023年度第3号（2023年2月）

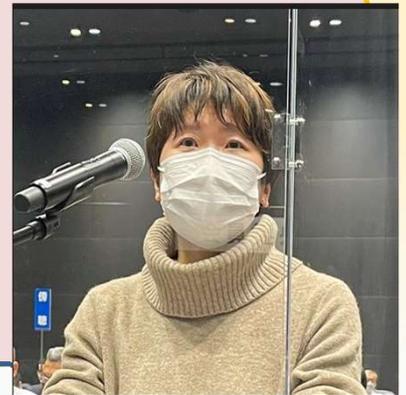
発行：自治労本部
臨時・非常勤等職員全国協議会
〒102-8464
千代田区六番町1自治労会館5階
TEL：03-3264-2593
FAX：03-5210-7422

第163回中央委員会で臨職協中谷議長が 当事者の現状と組織化への思いを発言！

1月30日～31日、自治労第163回中央委員会がベルサール新宿住友ホール（東京）で開催され、全国から中央委員・傍聴を含め、約380人が参加した。

中央委員会は大会に次ぐ決議機関で、春闘期の1月下旬、春闘後の5月末に開催され、大会決議事項の運営や規定の改正、予算の補正を行っている。

今中央委員会では、2023春闘、新規採用者の組織化、統一自治体選挙の取り組み、そして、勤勉手当支給の法改正と組織化など、当面する課題に対し本部から方針が提起され、各県本部から現状や補強意見などさまざまな意見が出された。臨時・非常勤等職員協議会議長中谷公子中央委員（北海道本部）は、会計年度任用職員の当事者として、職場の現状や法改正への思い、組織化を推進するために自治体単組との連携を訴えた。発言の全文は以下の通り。



中央委員会で発言する中谷議長

みなさまおつかれさまです。

私は自治労臨時・非常勤等職員全国協議会で議長をしております北海道地連 北海道本部 中谷中央委員です。私からは、会計年度任用職員の立場で、当事者として自分の職場の現状について触れるとともに、今後の組織拡大にむけて発言します。

私は北海道釧路市で学童保育の職員、館長をしています。釧路市の学童保育の職員は110人ほどいますが、全員が会計年度任用職員で、お金の管理、会費の徴収や予算だてから決算。行事の企画や運営までを任されています。決して補助的業務ではなく、私たちがいなければ、釧路市の児童館は開館できません。なにより驚くのが、地震や災害が起きた時には、館長は施設の確認の為、いつ何時でも出勤する事となっていることです。それが現実となったのが、忘れもしない2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震でした。未明の3時30分頃におきた地震だったので、停電により真っ暗な中、信号もついていない道路を自分の車で児童館に向かい、施設の確認をしました。電話が繋がらなかった為、役所まで報告に向かうことになりましたが、役所には職員全員が出勤しているわけではなさそうでした。後から知ったことですが、釧路市では震度4以上がおきた場合は課長以上が出勤することになっているそうです。どうして非正規と呼ばれる私が施設の確認と報告をするのでしょうか？私はこの処遇で課長以上の責任があるのですか？

会計年度任用職員は補助的業務をしていると思われるようですが、私のように責任が発生する業務についている人は少なくありません。

私たちは会計年度任用職員制度になると知った時、これでようやく職員並みの生活ができると喜びましたが蓋をあけてみると勤勉手当の支給はされず、期末手当を出すために月例給が引き下げられたり、昇給にも上限があります。会計年度任用職員制度は処遇改善のための制度であったはずですが、処遇が改善された部分もあるものの、常勤職員との均衡・権衡をはかるといふ法改正の趣旨からはかけ離れ、いまだ多くの課題が残されています。そして一番の問題は「働き続けられる保証がないこと」です。

裏面に続く

会計年度任用職員制度は、はじまって今年で3年となり、多くの自治体では更新の回数が2回となっているため、3年目の公募が実施されます。現職として働いている人を含めた公募は当事者にとってどんなものか。職を失うかもしれない不安。なんとなく、新聞の求人欄を見たりしながら働くのです。正規職員の皆さんは想像できますか？来年の雇用が約束されていないということ、これは会計年度任用職員制度の大きな問題点です。

そして、会計年度任用職員制度により、私たちは人事院勧告という制度が、賃金労働条件に大きく影響してくることとなりました。昨年の人事院勧告では、月例給の引き上げと一時金のプラス勧告が出ました。しかし、勤勉手当が出ていない私たちには反映されませんでした。一方、制度導入後は2年連続での期末手当の引き下げ勧告だったため、一時金が回復しません。そこで私たちは、勤勉手当支給の支給を可能とする法改正を求めて署名活動に取り組んできました。多くの正規職員に私たちのおかれている現状を理解してもらうため、「私たちには勤勉手当が出ていません。署名をお願いします」と署名用紙にふせんを貼ったりして工夫し取り組みを進めました。多くの組合員の取り組みによりその署名は552,017筆集まり、昨年11月25日に総務省に提出し、公務員課長に現場の実態を訴えてきました。

そして今回、ようやく勤勉手当の支給にむけて希望の光が見えはじめてきましたが、制度導入時の月例給の引き下げや勤務時間の短縮などがまた発生するのではないかと懸念や、扶養の問題など、解決すべき課題が山積しています。

そうした課題の解決にむけては、やはり政治の場で訴えていくことも必要不可欠です。4月の統一選においては、前議長の山西さんが、高松市議選にチャレンジします。全国協として仲間のチャレンジを全力で応援するとともに、自治労組織内・推薦候補予定者全ての必勝にむけて全力でたたかうことを決意します。

私たちは私たちにできること、「1人が1人に声をかける」運動で、多くの働く仲間にも声をかけます。当事者の声を直接訴えるため、基本組織の交渉に積極的に参加しますので、どうか基本組織の皆さんにおかれましては、組織化されていないところは当事者の意見を聞き、組織化の検討をお願いします。

組織化にはさまざまな課題がありますが、その課題も含め、私たちは基本組織と話し合い、解決し、組織化につなげていきます。組織化の取り組みに私たち協議会の幹事が必要であればどこへでも伺います。組織化したところへもサポートに入ります。ですから私たちを仲間にしてください。全国協議会では、情報の共有をはかり、

処遇改善に活用できるよう自らが先頭に立って運動を進め、
同一労働・同一賃金を基本とした、
処遇の改善をめざします。
ともにがんばりましょう。



臨職協の今後の取り組み

地連別WEB意見交換会を開催予定！

3月1日(水)の北海道・東北地連をスタートに、順次開催します。

3/6(月) 中国地連

3/8(水) 関東甲・東海地連

3/13(月) 近畿地連

3/15(水) 北信・九州地連

3/22(水) 四国地連

法改正にむけた国会情勢や今後の取り組みだけでなく、単組の課題や悩みなど双方向の意見交換にします。

**自宅から参加OK！
皆さんの参加をお待ちしています。**